

選択的夫婦別姓制度の在り方に関する国会審議について

2018年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかとなりました。年代別に見ると、多くの人が初婚を迎える30歳から39歳における賛成・容認の割合は84.4%に上ります。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務付けている国は、世界でただ一国、日本だけであると法務省が答弁しました。

これほどまでに世論の強い要望があり、また世界的な男女同権の潮流に反しているにもかかわらず、現在でも我が国では夫婦がそれぞれ生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていません。夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、以下のような問題が起こっています。

- ① 平均初婚年齢が30歳前後となっている現在では、男女とも、婚姻前に個人としての信用・実績を積んでいる場合が多くあります。そのため、改姓には煩雑かつ膨大な事務手続、出費を強いられます。
- ② 産まれてからその名前で名乗り、周囲からも呼ばれ、社会的な信用・実績を築いてきた人が、望まない改姓をすると、自己同一性を失い、大きな苦痛を受ける場合があります。また社会的圧力から96%は女性が改姓しており、平等な状態にはありません。

- ③ 少子化が進む現代では一人っ子も増えています。代々の姓を継承したい人同士の場合、どちらかが強制的に改姓せざるを得ない現制度が婚姻の妨げとなり、非婚化ひいては少子化の原因となっています。
- ④ 改姓すると同一人物とみなされず社会的信用・実績が断絶されます。そのため、戸籍姓の使用が必須となる研究者や特許保持者、医師や看護師など我が国の知識層を筆頭に、多大な不利益が生じています。
- ⑤ 旧姓の通称使用を認める企業は内閣府調べで半数以下です。各種免許証や健康保険証、登記簿、一部国家資格などでは旧姓の使用が認められていません。法的根拠のない旧姓と、戸籍姓との煩雑な使い分け、いわゆる二重氏使いは本人のみならず、管理・事務側での手間とコストの増大を招いています。また改姓した側だけが、仕事先など必要のない範囲にまで婚姻状態を知らしめることになる旧姓の通称使用及び旧姓併記は、プライバシーの侵害となり、苦痛を感じる人が少なくありません。
- ⑥ 互いの姓の維持のための事実婚が増え、婚姻制度の形骸化が進んでいます。事実婚では正式な配偶者とみなされず、共同名義の不動産が持てない、パートナーの入院・手術・死亡時の手続きができない、生命保険の受取人になれないといった不利益が生じる可能性があります。さらに子どもの共同親権がない、財産を相続できない、配偶者控除や相続税非課税枠、配偶者ビザの対象外であるなど、法律婚に比べて圧倒的に保護が薄い、もしくは除外されています。社会的偏見の目にさらされることも少なくありません。

⑦ 子連れ再婚が増える中、本人のみならず家族まで望まない改姓による苦痛を強いられる場合が多くあります。

2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法第750条の規定を「合憲」としながらも、結婚及び家族に関する事柄は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄に他ならない」と述べました。しかし、5年経過した現在も依然として国会審議は進んでいません。

このような状況に一石を投じるため、2018年1月、婚姻で妻姓に改姓したIT企業社長らが、強制的夫婦同姓による社会的不利益を訴えた訴訟を提起しました。当該訴訟を含め、2018年においては全4件の選択的夫婦別姓制度を求める訴訟が相次いで提訴されました。その全てで男性が原告に含まれていることから、選択的夫婦別姓の導入は、男女どちらの利益にもかなうものであることは明らかです。また、夫婦の姓の在り方を「強制」ではなく「選択」としている以上、夫婦同姓を希望する人たちの権利を奪うものでもありません。

以上の観点から、婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するために、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓の導入は急務といえます。

よって国は、下記事項について措置されるよう、強く要請いたします。

記

- 1 選択的夫婦別姓制度の在り方に関して国会において審議すること。

令和 3 年 3 月 22 日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

衆議院議長

参議院議長

その他関係筋

注 なお、衆参両院議長に対する意見書については、表題は「選択的夫婦別姓制度の在り方に関する国会審議について」を「選択的夫婦別姓制度の在り方に関する国会審議を求める意見書」に、本文中「よって国は」を「よって国会は」に改める。